

ID: 12

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	打出芦屋財産区共有地における行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市／打出／芦屋／共有山入山規則 第3条第1項		
例 規 番 号	平成25年規則第8号		
【根拠条文】 (行為の許可) 第3条 治山工事、立木竹の保護その他の理由により、前条第2号から第4号までに掲げる行為を行おうとする者は、市長に申請し、許可を得なければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、許可書を交付するものとする。 3 市長は、前項の許可に当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市／打出／芦屋／財産区共有財産管理委員会(以下「管理委員会」という。)の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により承認を得る時間的余裕がないときは、管理委員会委員長の意見を聴いた上、許可の可否を決定することができるものとする。 4 市長は、前項ただし書の規定により第2項の許可をしたときは、当該許可後に開かれる管理委員会において、その旨報告するものとする。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (禁止事項) 第2条 共有山に入山する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 火災発生のおそれのある行為をすること。 (2) 山林保護等のために設置する標識を移転させること。 (3) 立竹若しくは立木を伐採し、若しくは損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更すること。 (4) 立竹及び立木の植栽地に立ち入ること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日